

令和5年12月第9回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 令和5年12月13日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市 民 課 長	濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

日程第2 議案第2号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第3 議案第3号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第4 議案第4号 室戸市学校用地候補地選定委員会設置条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 室戸市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 室戸市保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 室戸市水道給水条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第11 議案第11号 令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第13号 令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第14号 令和5年度室戸市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第15号 室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場における指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第16号 室戸市手数料徴収条例の一部改正について（追加議案）

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第16まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議長から追加議案の取扱いについて諮問があり、本日午前9時半から議会運営委員会を開会し、協議を行いましたので、御報告をいたします。

市長から追加提案されました議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、本日審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページ、款、項、目を御指摘の上、御質疑を願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意を願います。

日程第1、議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。若干、質疑をしたいと思います。

この防災コミュニティセンターは、先ほどの消防長の話ではコミュニティー活動のために使用する場合でということになっちょりますけど、このコミュニティセンターは何か所あるの

か、市内で。ほんで、使用するについては、内容的にはどういうものが活用できるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。多田消防長。

○消防長（多田周平君） 小椋議員の質疑にお答えします。

現在、室戸市に防災コミュニティセンターは8か所ございます。使用の条件、内容につきましては、当然個人的な集まりでありますとかそういうものの使用は認めません。例としまして、常会等による地域活動のために使用するときなど、そういうときに消防本部のほうに申請を出していただいたら、そちらのほうで処理、許可するように考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 2回目の質疑を行いたいと思います。

そして、これ、例えば使用したいというときには使用許可願とかなんとかいうもんが要ると思うがやけど、何日前までに提出をしたらそれが受け付けられるか、これを聞きたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。多田消防長。

（「確認の時間をいただいて」と呼ぶ者あり）

○議長（町田又一君） 意見調整のため、5分間休憩をいたします。

午前10時8分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（町田又一君） 正会に復します。

執行部の答弁を求めます。多田消防長。

○消防長（多田周平君） 小椋議員の2回目の質疑にお答えします。

使用の1週間前までに申請を出していただくようになっております。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の3回目の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 3回目にもう一度お聞きしたいと思いますが、今もちょっと話をしておりましたけど、コミュニティセンターやなしに屯所という位置づけのもんがありますやか。室戸の消防署なんかは屯所じゃないかい。あれはコミュニティセンターという名前がつく前に改造せられて室戸市の室戸消防屯所か何かになっちゅうやないかな。そういうものの使用というものはどうなるわけですか。それが何か所あって、そういうものの使用はどうなるのか。それがコミュニティセンターと、それと合わせて全部で何か所あるのか、これをもう一度お聞きしたいと思いますが。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。多田消防長。

○消防長（多田周平君） 小椋議員の3回目の質疑にお答えいたします。

先ほども言いましたように、コミュニティセンターは現在室戸市に8か所ございます。10分団ありまして、コミュニティセンターでないところは、現在一番古いのが椎名分団で、椎名分

団は建て替えを予定しております。椎名分団は、まだ屯所のままです。順次、高台移転で平成二十何年ぐらいから建て替えをずっと進めてますが、その当時に一番最初に造られた室戸分団が屯所のままで、それ以降はコミュニティセンターということになってますので、椎名、室戸以外の消防屯所はコミュニティセンターということになっております。

(発言する者あり)

○消防長(多田周平君) (続) コミュニティセンターの設置管理条例ですので、コミュニティセンターのみに限られます。

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。河本竜二君。

○3番(河本竜二君) 3番河本竜二。ちょっと確認の意味でお伺いをいたします。

この利用勝手が広がるってことは非常にいいことだと思いますけれども、その中で確認をいたします。先ほど常会等の開催であったりとか使えるということなんですけれども、例えば地域、常会の方がバザーをしたいとか料理教室をしたいとか地域の販売を目的とした取組をしたとか、そういったものときには、これは使用できるんでしょうか。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。多田消防長。

○消防長(多田周平君) 河本議員の1回目の質疑にお答えいたします。

基本的に、地域の公共的な事業に関することは使用できるものと考えております。

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、日程第2、議案第2号室戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本教育次長兼学校教育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第3号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市学校用地候補地選定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本教育次長兼学校教育課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第5、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。辻こども子育て支援課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第6、議案第6号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。辻こども子育て支援課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第7、議案第7号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱吉市民課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第8、議案第8号室戸市保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第9、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋水道局長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番の澤山です。幾つか質疑をしたいと思えます。

第1に、これは一般質問でも小椋議員が意見を述べておりましたが、これだけの大きな料金の上げが行われる場合には、ふるさと納税でもいいんですが、一般財源から相当な額を繰り入れることは可能かどうか。地方公営企業法などで制限があるようですが、その点について詳しく御説明を願いたいと思えます。

それから、その次ですが、こんだけ大きな値上げをする理由をいろいろ、二、三、挙げてもらいましたが、うちの給水条例は減免制度というのが不十分じゃないかと思うんだよね。漏水なんかの場合には減免されるのは、これは当然のことだと思うんですが、それは減免制度とは言えないわけね、漏水の場合は。母子家庭とか、あるいは高齢者の家庭とか、あるいは病弱な、あるいは身障者などの家庭とか、あるいは親がいない、兄弟、子弟で生活している家庭とか、そういうところに対する減免制度っていうのが普通だったら当然あるべきだと思うんですが、でもうちの条例ではそういうことが入ってないみたいですので、これだけの負担をされる場合には、その家庭に対する配慮というものがあってしかるべきじゃないかと思うんですが、そういうことは検討をさせていただけるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

そして、給水人口が条例では1万4,000人になっておりますが、今、具体的には人口何人に



なってるのか。給水人口ね。条例にははっきり書いてあるんですが、そのことを聞きたいと。それが相当減少してるということですから、1万人を切ってるかもしれないわけね。これが値上げの原因になってるというわけでありますから、現在の給水人口を教えてください。

それから、この給水人口の減少については、現在までに既に相当減ってるんですが、ここ5年なら5年、10年なら10年の期間でさらに急速に人口が減少すると思うんですよね。そうすると、また水道料金が急激に、だんだんと上がっていくということが予想されるわけでありますが、こういうふうにとんどんとんどん人口が減少する、それに伴って水道料金もほかの料金もそうですが、特に水道料金は直撃的に料金が上がっていく。こういうことに対する予想、それに対する対策というものを何か考えてるのか、お聞かせ願いたい。

それから、こういうふうな大幅な値上げをやるにおいては、これまでの水道行政の在り方というものを検討、反省するところはあると思うんだ。特に、吉良川の西の川の取水施設で、これは20億円ぐらいかかったということでありますが、ほとんどこれは起債だと思う。その料金も全部室戸市民は水道料金で負担して、今はもうその負債も払い切っておるんじゃないかと思うんだよね。だから、今まで無駄な事業のために負担してきた分が、ぐっと今は減ってるはずなんだよね。ですから、その点に過去の大きなマイナスの財産をどう考えておるのか、今となってはどうしようもないと言うかもしれないけれども、つい最近まで莫大なお金を水道料金で払ってきたわけですから、こういう今の状況に至った以上は一定の総括、責任の在り方というものも西の川の取水については、要するに取水施設は電気系統、もう恐らく全部駄目になってると思うんだよな。それから、配管した巨大な水道管というのは何の役にも立ってないわけ。一滴の水も市民にはあてがってないわけ。こういうことについて市民に全て負担させてきたと。自分たちの政策の失敗を市民にツケを回したということについての反省も必要であろうかと思うんですが、その点についてお聞かせ願いたい。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。中屋水道局長。

○水道局長（中屋秀志君） 澤山議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の一般財源からの納入ということで、多分一般会計から水道事業会計への繰入れの話だと思いますが、現在一般会計からいただいております繰入金については消火栓等に関する経費だとか建設改良に伴う起債の償還額の2分の1、それから職員の児童手当を総務省通知の法定内繰入金という形でいただいております。

それから、減免制度については、議員も御案内がありましたように、現在の水道給水条例の中では漏水に関する減免措置はございますが、御指摘の母子、高齢者とか病弱な方に対する減免措置はございません。こういうところも御検討ということでございましたが、給水人口が減る中で皆さんにそれぞれ広く負担をいただくということを提案しておりますので、現在、当面のところはこの料金体系で維持して健全経営に努めてまいりたいと考えております。

給水人口の減少ということでございましたが、私は説明の中で10年間で約3,000人減少とい

うことを申し上げましたが、令和4年の決算時において給水人口は1万1,118名でございます。今後も減少傾向が続くものと予想しております。

それから、今後その減少に伴い水道料金も値上げとかそういう予想、対策ということでございますが、資料の12ページでしたか、改正を御了解いただきましたら11年までは黒字となりますが、それ以降はまた赤字経営の見通しとなっておりますので、その時点でまた水道料金の検討を再度しなければならぬと考えております。

それから、これまでの水道行政の在り方の中で西の川水源の施設のことで大変市民の方々に御負担をおかけしちゅう、そういう反省も踏まえての、これから水道行政の経営をしていかんといふところではありますが、それはそのとおりでございまして、西の川水源の施設については平成27年3月に建設仮勘定からも落としておりまして、今、資産としてはゼロの状態でございますが、過去にもそういうような大きな施設を建てて市民に供給できない施設がずっとあったようでございますので、そういう点の反省は今後も踏まえながら水道事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 莫大な水道料金の値上げを市民に負担させるわけでありましてけれども、もう一度聞きたいんですが、一般財源からの、ふるさと納税の話もありましたが、水道会計への繰入れというのは法律上どういう制約があるのか、上限はこれだけだというふうな法律、地方公営企業法なんかには規定されておるのか、その点についてはっきり答えてもらいたい。

それから、減免措置の問題については、これは本当に命の問題でありますから、支払い能力が非常に少ない、そういう家庭の人にはぜひ減免制度を適用できるように検討してもらいたいと思うんですが、これについて市長の御答弁を願いたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。中屋水道局長。

○水道局長（中屋秀志君） 澤山議員の2回目の質疑にお答えいたします。

繰入金のことについてお尋ねがございましたが、先ほど申し上げました繰入金は消火栓の経費とか起債の償還、児童手当はいただいております。それは国の通知に基づきまして法定内繰入れという形でいただいております。法的なと言われましたが、上水道の高料金対策、例えば値上げに対する経費について繰入れの制度もあるにはあるんですが、条件としましては供給単価が180円以上であって有収水量1立方メートル当たりの給水原価が240円以上の事業というのが対象となっております。本市の場合は、供給単価181円が基準のところ約161円でございます。ほんで、給水原価も148円というところで国の基準より下回っておりますので、この対象外ということになっておりまして、一般会計からの繰入れは対象外ということでございます。

（発言する者あり）

○水道局長（中屋秀志君）（続） これは国からの通知でございます。総務省からの通知に。

○議長（町田又一君） 植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質疑について、私のほうに減免措置の制度を検討すべきではないかという御質疑でございました。

内部でも今回の水道料金の見直しについては、そうしたことも随分と検討しておりますけれども、今の時点ですぐ新たな減免措置制度をしますということは今の私では申し上げられませんが、県内いろんな取組もあるような情報もございますので、そういうところを情報を入れながら今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の3回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 今回の値上げの理由の一つには、老朽管なんかの耐震性を強化するための事業を今もやっておるわけですが、こういう設備に対する水道会計が投資をすることについて、市長として一般会計を使って何とか措置をして、その施設をやり替えるということの費用を市民に負担させないような方法はあるんじゃないかと思うんですが、その点、教えていただきたいと思うんですが。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。中屋水道局長。

○水道局長（中屋秀志君） 3回目の質疑にお答えいたします。

基幹管路の更新といいますか布設替えの工事だと思っておりますけれども、水道予算は3条予算と4条予算の2本立てになっておりまして、3条で収益的収入と支出、4条予算で資本的収入支出というふうになっております。お尋ねの、澤山議員御指摘の基幹管路の更新とか今古戸とか老朽管の布設替えをやっておりますが、そういう経費については4条予算、資本的収入支出のほうの予算で対応しておるところでございまして、その財源といたしましては国庫補助金であるとか地方債であるとか、そういうのを充当して対応しておるところでございます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時30分まで休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第10、議案第10号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後0時5分 再開

○議長（町田又一君） 正会に復します。

昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時6分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明を求めます。濱吉市民課長。

説明の間、休憩します。

午後1時6分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。若干、質疑をしたいと思います。

小さい金額やけんど、28ページの負担金補助及び交付金の中で12万3,000円、飼い主のいない猫の不妊手術12万3,000円がありますけれども、これはどういった形態で不妊手術をするのか、またこれは何匹ぐらいを予定しているのか、それで今までやった件数からいうと、これも合わせたら全体的に何匹ぐらいの猫の不妊手術になっていくのか、そしてまた今後についてはどういうふうな考えを持っているのかもお聞きもしたいかなと思います。

それから、30ページの3項2目水産業振興費の中で、室戸春ぶり販売促進事業費補助金62万9,000円の中で、これは4つの大敷組合、定置網事業の中で販売物品の補助金というふうに言われておりましたけれども、この販売物品とはどういうものを販売するのか、この内容を若干聞きたいと思います。

それから、34ページの3項1目学校管理費の中で14節の工事請負費1,377万2,000円、これは説明があったわけやけんど、これは特別教室というふうに言われておりましたけんど、これらは特別教室で全部これで終わるのか、それとも今までの普通教室は全体的にもうエアコンの設置は済んでいるのかどうか、この付近をお聞きしたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱吉市民課長。

○市民課長（濱吉剛史君） 小椋議員の御質疑にお答えします。

4款1項1目18節飼い主のいない猫不妊手術推進事業等補助金12万3,000円についてでございます。

この補正額、今回の12万3,000円につきましては、残り31匹、現在既決予算との差額の方で31匹分を補正予算として計上させていただいております。11月21日時点で157件の実績がござ

います。飼い主のいない猫に不妊手術をするということで、野良猫等が地域で増加するというのを防ぐための効果があるので、これは意義のある負担金補助やという考えでおります。

それと、この補助金の仕組みになるんですが……。

(発言する者あり)

○市民課長（濱吉剛史君）（続） まず、補助金の交付対象者は高知県の飼い主のいない猫不妊手術等推進事業交付要綱の規定により県の費用を受けたものが対象となります。それを受けた上で室戸市のほうの補助を適用するということとなります。今後も、この事業については継続して推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 小椋議員の御質疑にお答えをいたします。

予算書の30ページの5款3項2目の水産振興費の中の18節負担金補助及び交付金の中の室戸春ぶり販売促進事業費補助金62万9,000円についてであります。これは室戸春ぶりのPR事業に対する補助金でありまして、販売促進に使用する物品の購入費ということでございまして、内容としましてはスーパーなどの量販店などで配布する、これは室戸市内だけではなくて高知市内などの大きなお店にも配らせてもらったりするんですが、のぼり旗を製作したいということでありまして、それに対する補助を考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 小椋議員の御質疑にお答えします。

予算書の34ページの9款3項1目学校管理費の中の14節工事請負費で特別教室等エアコン設置工事についてですが、まず市内の小・中学校の普通教室につきましては、全て設備は設置済みとなっております。特別教室につきましては、今回の件で全ての教室に設置ということにはなっていないところございまして、今回各学校に要望調査を行いまして優先順位の高いものから設置をするものでございます。各学校では、まだ図書室とか家庭科室とか美術室とか、そういった特別教室には設置がされていない状況でございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 2回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの飼い主のいない猫の不妊手術の件で、これはまだ来年に向けて、再来年に向けてのこういう不妊手術の匹数とかというものは大体想定がされちゅうのかどうか。例えば来年度は何匹ぐらい避妊手術せないかん、再来年度も何匹ぐらいやらないかん、野良猫もずっとおるわけよ。餌を与えないようにしてくださいとかという意見らも来ちゅうわけよ。そういうところで餌をごんごんやりゆ人らがおるきん、そういうことも議会でやってくださいねということも言われちゅうがやけんど、私、今まで言わざったけんど、この不妊手術の問題が出てきたきん、不妊手術、ほんで来年に向けてはどれぐらいの匹数を計画しちゅうか、再来年はどうい

計画になっちゅうのかを聞きたいと、こういうふうに思います。

それから、この学校の特別室のエアコン設置の関係で普通教室は全部できちゅうという答弁でしたけれども、特別室についてはまだ若干残っちゅうと。こういうものの、例えば先ほどの答弁では図書室なんかも残っちゅうという話ですが、この図書室の話らは一般質問の中でも話を聞きゆくと、子供の読書に関することであって非常に重要やというふうに言いよりましたが、全体的なエアコンの設置というものは何年ぐらいには完全にできて快適な学校生活を送っていけるのか。田野町なんかは、もうはや既にずっと今の町長が教育長の時代から全部やっちゅうと、こういう話になっちゅうわけやけど、うちくら随分遅れちゅうわけよ、こんなことは。やきん最終的には何年に完全にこういうエアコンの設置もできていけるのか、そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱吉市民課長。

○市民課長（濱吉剛史君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えします。

来年、再来年に向けての匹数の予定、今後どれぐらい予定しているかということですが、県予算との兼ね合いもあります。令和6年、令和7年、約160匹ずつを予定しております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えします。

学校の特別教室等へのエアコン設置につきましては、今回各学校に要望調査を行いまして、今回予算化したものを除けば、まだ残り25室あるというような状況でございます。そういった中で、なかなか一度に全てやるってということにもなりませんし、また現在、学校の統廃合等についても協議をしている中で、まず今回は優先順位の高い比較的利用回数の多い教室についてつけているところがございます。残りにつきましては先ほど言いましたような統廃合等も踏まえて検討はしてまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第11、議案第11号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱吉市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第12、議案第12号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第13、議案第13号令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。瀨吉市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第14、議案第14号令和5年度室戸市水道事業会計補正予算

(第1号) についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後1時54分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、日程第15、議案第15号室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場における指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後1時58分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番(澤山保太郎君) 7番澤山です。二、三、質疑をします。

この指定管理者につきましては、委託料などを支払うことになってるのか、どのくらい払うのか。

それから、それも含めてもう一点は、事業計画の概要、特に収支計画、そういうものを説明してもらいたい。以上。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) 澤山議員の御質疑にお答えします。

指定管理料につきましては、年間70万円を上限に募集をいたしました。計画書でも70万円の指定管理料の計画で提出をされております。事業計画の内容につきましては、収支計画といったところでしたが、年間70万円の指定管理料を基に、年間によって変動はありますが、150万円程度の事業費を想定をしております。以上でございます。

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番(澤山保太郎君) 事業計画、収支の概要を示してもらいたいんですが、150万円程度



というのは料金の収入のことだけかね。それも含めた全体の、この委託料は700万円も出てるわけですからね。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君)(続) 70万円言うたか。それも含めて全体の収支が、例えば全体として200万円なら200万円、300万円なら300万円のものだと思って、経費は主にこういうものが要るとかという概要を説明してもらいたいということです。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) 澤山議員の2回目の御質疑にお答えします。

収支の計画につきましては、指定管理料70万円以外に利用料で80万円程度を見込んで収入が約150万円と、支出と経費としましては管理人の経費が70万円程度、あと光熱水費、消耗品、修繕料が80万円を見込んでおります。

ざっくり収支計画としては以上でございます。

(発言する者あり)

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君)(続) 150万円の事業費となっております。

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、日程第16、議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、本日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 追加議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正について。

本案は、戸籍法の一部改正を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、概略説明をいたしました。詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(町田又一君) 次に、執行部からの補足説明を求めます。濱吉市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時9分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。前回の議会で、一般質問で戸籍のことについて質問をしたわけでありますが、質疑をいたします。

戸籍というものですが、この必要性というか、どういうふうを考えておるのかね。戸籍というのは、はっきり言えば、それぞれの所属している血族、血統の言わば公証制度というふうにも言われてるわけです。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山議員、的が外れているようです。

○7番（澤山保太郎君）（続） え。

○議長（町田又一君） 今、質疑をされているの、この今。

○7番（澤山保太郎君）（続） この資料に基づいて言うとのわけよ。議案説明資料。

○議長（町田又一君） 澤山議員、手数料の改正についての、今、説明があったんです。

○7番（澤山保太郎君）（続） 改正の問題だけだね。

○議長（町田又一君） それについて質疑をしてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 大体手数料を取ったら全て見せるということで、例えば除籍簿なんかは過去の戸籍の血族関係が全部出てくるわけよね。だから、こういうものについて業者が調べに来たりする場合には特別な料金が必要なんじゃないのか。簡単にその人の身分、血統を、これはプライバシーの最たるものですから、こういうものを閲覧しようとする場合に、あるいはコピーを発行する場合には、本人の同意が必要であるとかという条件をつけて、そして特別な料金を支払えという、かなり厳しいハードルを設ける必要があると思うんだよね。

和歌山の白浜町だったと思うんですが、業者なんかがそういうような閲覧やら調べたりすることでコピーを取ろうとする場合は拒否してる、そういう市町村も出てきとるわけ。

そういう点において、一律に本人らが、あるいは本人の親族らが閲覧あるいはコピーを求める場合の料金と、業者が商売のために人の身分や血統を調べるためのものは極力本当は出すべきじゃないと思うんだけど、そういう場合には特別な高額の料金を設定するというふうなことを考えるべきだと思うんだよ。これは非常に大きな重大な問題なんだよ。部落問題の根本に関わる事項でありますので、そういうハードルを……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 料金の面でも設定する必要があると思うんです。

やかましいな。

○議長（町田又一君） 静かに。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山議員、もう質疑は終わったんですか。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） もう一度、澤山議員、議席に戻って、質疑も……。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 手数料徴収条例の一部改正についてですので、その質疑をお願いします。

○7番（澤山保太郎君） 今言うたとおり。

（発言する者多数）

○議長（町田又一君） 答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今、前段担当課長からも詳しく説明をさせていただきましたように、今回のこの手数料徴収条例の一部改正というのは、国の政令の一部を改正する政令がこの令和5年12月6日に公布されたことに基づいて、うちのものを改正するというございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 2回目の質疑をします。

戸籍法そのものが国の法律なんだ。それを閲覧させるという制度も国がちゃんと決めとるんだよな。だけど、全国的に今言った和歌山の白浜町が一番有名ですが、そういう閲覧に対してブレーキをかけとるわけ。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 国の法律であっても市町村さんが独自に制度をつくって、料金を設定することは何も国に伺い立てなくたって市町村でできるじゃないですか。そういうことを私は質疑してるんだ。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱吉市民課長。

○市民課長（濱吉剛史君） 澤山議員の2回目の御質疑にお答えします。

料金等に関しましては、戸籍法で定められた金額を基に運用しておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。久保田浩君、どうぞ。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。質疑といいますか、教えていただきたいと思っております。

今度、この議案の中にあります第3号の戸籍電子証明書提供用識別符号、これっていうのはどんなものかなというのが先ほどから見てまして、よく法務局のほうで、今、土地の登記簿といいたいでしょうか、そういったのを閲覧した場合、数字というかアルファベットみたいなこ

ういうした番号がついてると思うんですけども、こういったものが今度市民課のほうで発行されるようになるということでしょうか。お願いします。できたら、実物があれば見せていただきたいですけど。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱吉市民課長。

○市民課長（濱吉剛史君） 久保田議員の御質疑にお答えします。

先ほど質疑されました戸籍除籍電子証明書提供用識別番号につきましては、パスポートなんかを作成する場合にシリアル番号のようなものが発行され、それを県のパスポートのセンターに届けて、そこで作成するというので、サーバーで戸籍の謄本等が全部そこで集約されてというので、そういうふうなシステムの構築になっておりますので、お願いいたします。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第1号から議案第16号まで、以上16件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、12月14日から12月21日まで8日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、12月14日から12月21日まで8日間を休会とすることに決しました。

12月14日から12月21日まで8日間休会をいたします。

12月22日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後2時23分 散会